## 安城市原爆パネル等貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安城市が所有する原爆パネル及び原爆組写真(以下「原爆パネル等」という。)の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(使用料)

第2条 原爆パネル等の使用料は、無料とする。

(対象者)

- 第3条 原爆パネル等の貸出しの対象者(以下、「貸出対象者」という。) は、次に掲げるものとする。
  - (1) 公益的事業を行う市民団体
  - (2) 市内の小学校及び中学校
  - (3) 市内の高等学校
  - (4) その他市長が適当と認める団体

(貸出対象事業)

- 第4条 原爆パネル等の貸出しの対象となる事業(以下「貸出対象事業」 という。)は、貸出対象者の行う次の各号のいずれかに該当する事業と する。
  - (1) 安城市又は安城市教育委員会が後援し、又は協賛する事業
  - (2) 市内で行う児童又は生徒の学習
  - (3) その他市長が適当と認める事業

(貸出期間)

第5条 原爆パネル等の貸出期間は、貸出日から起算して原則として15 日以内とする。

(借用申請等)

- 第6条 原爆パネル等の貸出しを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、原爆パネル等貸出申請書(様式第1)を市長に提出するものとする。
- 2 前項の規定による申請は、貸出日の3日前までにしなければならない。 ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、これを審査し、適 当と認めるときは、原爆パネル等貸出許可書(様式第2)を申請者に交 付するものとする。

(許可の取消し)

- 第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第3項の規 定による許可を取り消すことができる。
  - (1)緊急かつやむを得ない理由により、市長が原爆パネル等を公用又は 公共用に使用する必要が生じたとき。
  - (2)前条第3項の規定により許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、次条の規定に違反したとき。
- 2 使用者は、前項の規定により許可を取り消されたときは、速やかに原 爆パネル等を返却しなければならない。

(目的以外の使用等の禁止)

- 第8条 使用者は、許可を受けた使用目的以外の目的で原爆パネル等を使用し、又はその使用の権利を他に譲渡し、若しくは貸与してはならない。 (遵守事項)
- 第9条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
  - (1) 原爆パネル等の借受け及び返却は、市長の指定した時間及び場所において行うこと。
  - (2) 原爆パネル等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに原爆パネル等 損傷等報告書(様式第3)により市長に報告すること。

(損害賠償)

第10条 使用者は、原爆パネル等を損傷し、又は滅失したときは、その 損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市 長が認めるときは、この限りでない。

附則

この要綱は、平成23年7月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

原爆パネル等貸出申請書

年 月 日

安城市長

申請者 団 体 名 代表者住所 代表者氏名

安城市原爆パネル等貸出要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

, O (1)	3. 7. 0									
貸出	原爆パネル									組
物品	原爆組写真									組
	貸出期間		年	月	日(	)~	年	月	日(	)
使用予定日			年	月	日(	)~	年	月	日 (	)
	使用場所									
ſ	吏用事業名									
	使用目的	さい	v。) 安城で 替する <sup>3</sup>	市又は3 事業 で行うり	安城市参	汝育委	必要事項 員会が後 の学習			
担当	者名・連絡先					電	話			

(注意) 原爆パネル等の数量に限りがあるため、ご希望どおり貸出しす ることができない場合があります。

## 原爆パネル等貸出許可書

年 月 日

様

## 安城市長

安城市原爆パネル等貸出要綱第6条第2項の規定により、次のとおり許可します。

貸出物	原爆パネル									組	
物品	原爆組写真									組	
	貸出期間		年	月	日(	)~	年	月	日(	)	
Ó	吏用予定日		年	月	日(	)~	年	月	日(	)	
	使用場所										
Ć	吏用事業名										
ſ	使用目的	1	安城	市又は多	安城市教	汝育多	委員会が?	後援し、	又は	劦	
		賛する事業									
		2 市内で行う児童又は生徒の学習									
		3	その位	也 (						)	
担当	者名•連絡先					-	電話			_	

- (注意) 1 安城市原爆パネル等貸出要綱第7条の規定により許可を取り 消すことがあります。
  - 2 原爆パネル等の使用に当たっては、安城市原爆パネル等貸出 要綱第9条の規定を遵守してください。

## 原爆パネル等損傷等報告書

年 月 日

安城市長

使用者 団 体 名 代表者住所 代表者氏名

貸出しを受けた原爆パネル等を損傷又は滅失しましたので、安城市原爆パネル等貸出要綱第9条第1項第2号の規定により報告します。

損傷又は滅失	原爆パネル	枚のうち				枚を(□損傷 □滅失)						
失した貸出物品	原爆組写真		枚のうち				枚を(□損値	乍勿	□滅失)			
損傷又は滅失の日時		年	月	日	(	)	午前・午後	F	诗	分		
損傷又は滅失の場所												
使用の状況												
(具体的に)												
損傷又は滅失の状況												
(具体的に)												